

資料 - 2 - (2) 女性国家公務員の採用・登用等の促進について
(平成13年6月5日 男女共同参画推進本部決定)

標記については、男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）に基づき、平成13年5月21日に人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を踏まえ、各府省において、女性の採用・登用等の促進に向けた計画を策定するなど、総合的かつ計画的に取組を推進することとする。